

広域認定取得 (伴走型) コンサルティングのご提案



CYCLE TANK

2025年9月

リチウムイオン電池の回収の義務化

リチウムイオン電池に関する喫緊の課題

1. 急増する発火、事故

- ・ 総務省や環境省によると、年間数千件～数万件の発火事故



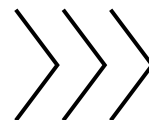
(Gemini 作成)

2. 自治体にとって処理困難物

- ・ ごみの収集車や、ごみ処理施設の火災事故が急増中
- ・ お金と人手不足 ➡ 安全な処理には莫大なコストと、人手が必要
- ・ 引き取り先がない ➡ LiBのリサイクル業者は全国でも限られている



(Gemini 作成)



資源有効利用促進法改正

1. 施行日：2026年4月1日（予定）

2. 指定再資源化製品、3品目の追加

- ・ モバイルバッテリー
- ・ 携帯電話
- ・ 加熱式たばこ機器
の3品目の追加



以下のメーカー等に回収を義務化

- ・ 携帯電話等メーカー
- ・ モバイルバッテリーメーカー、販売事業者

「ピンチ」を「チャンス」に



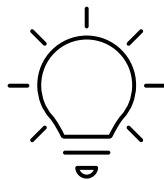
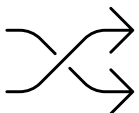
Q:

回収義務化は、単なるコスト増？

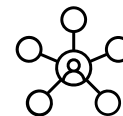


A:

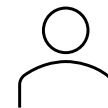
回収義務化を、「コスト増」と捉えるか、逆に売上増につながる「チャンス」と捉えるかで、対応方法が異なっていくのではないのでしょうか。



1. コストを抑えた運用体制の構築



管理コストや手続きの簡素化により、廃棄物全体処理コスト（人件費、事務管理費、物流コスト）で見ると、全体での処理コストは削減できます。



2. ユーザー(排出事業者)の負担軽減で、製品の付加価値向上

製品の廃棄時に処理業者を探したりマニフェストを交付したりする手間が省け、メーカーに回収から処理まで任せられます。

3. 認定事業者の競争優位性やブランドイメージ向上



環境に配慮した取り組みとして企業の社会的信用を高め、競合他社に対する優位性につながります。

広域認定制度の特徴

認定事業者（申請者）

- ・ 製造事業者等：
製品を製造、加工、または販売する事業者（メーカー）自身が、自社製品の廃棄物処理を行うことを想定しています。
- ・ 拡大生産者責任の推進：
メーカーが自社製品の回収・処理・再資源化に責任を持つ「拡大生産者責任」を推進することが目的です。

対象の廃棄物

産業廃棄物：

- ・ 製品が廃棄物となったものであり、製造事業者等による処理が廃棄物の減量や適正処理を確保するもの。これは、製品の性質や流通網を熟知するメーカーによる効率的・高度な再資源化を期待するものです。
- ・ 特別管理産業廃棄物も、通常の運搬方法で性状が変化せず、生活環境に支障が生じない限り対象となります。

一般廃棄物：

環境省告示により、特定の品目が認定対象として定められています。

例：廃スプリングマットレス、廃パーソナルコンピュータ、廃密閉型蓄電池、廃二輪自動車、廃FRP船、廃消火器、廃乳母車、廃乳幼児用ベッドなど。

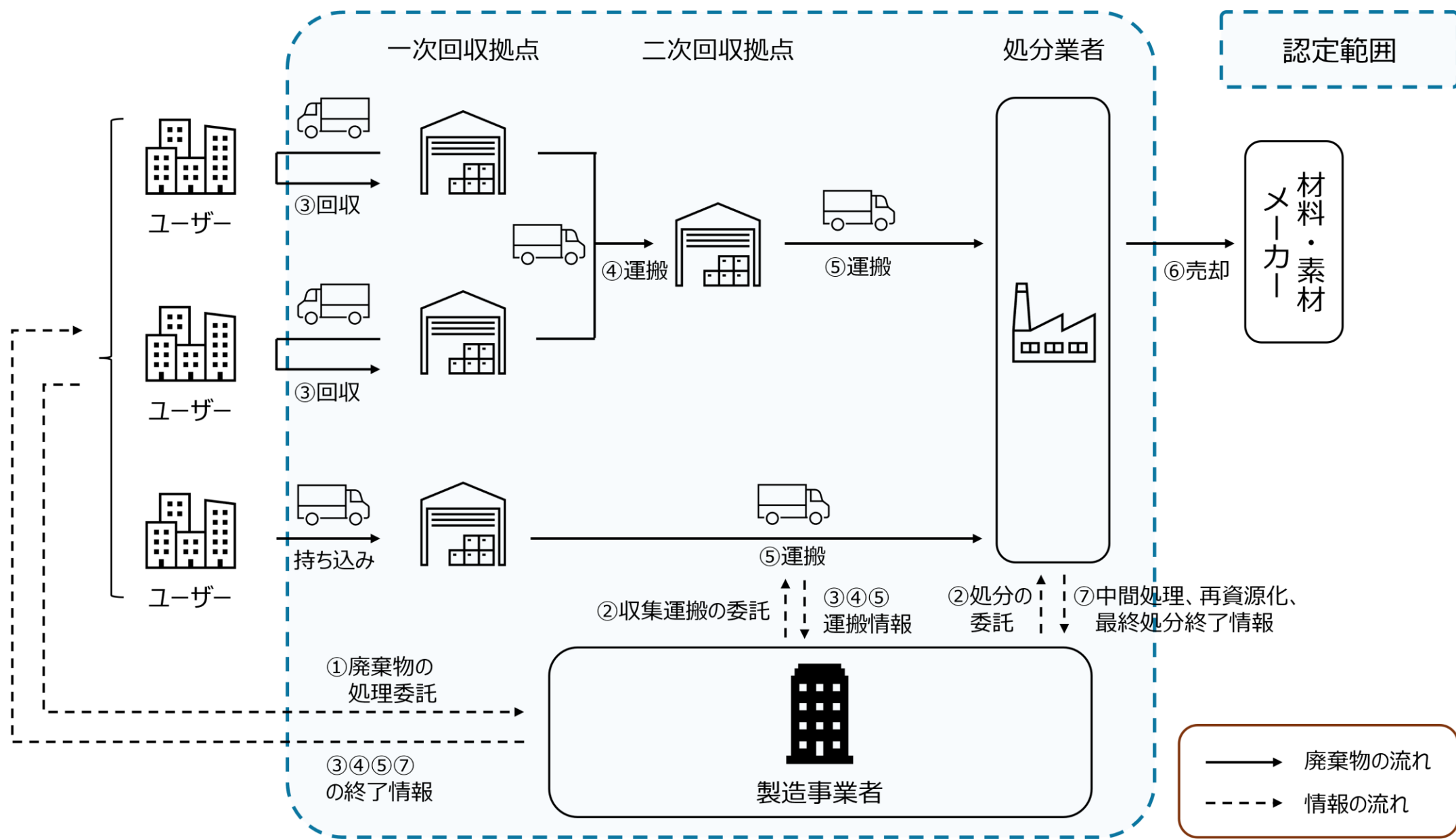
その他の特徴

- ・ **廃棄物処理業の許可が不要：**
環境大臣の認定を受けることで、地方公共団体ごとの産業廃棄物処理業の許可が不要になります。
- ・ **マニフェスト交付義務の簡素化：**
特定の条件下で産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務が簡素化される場合があります。

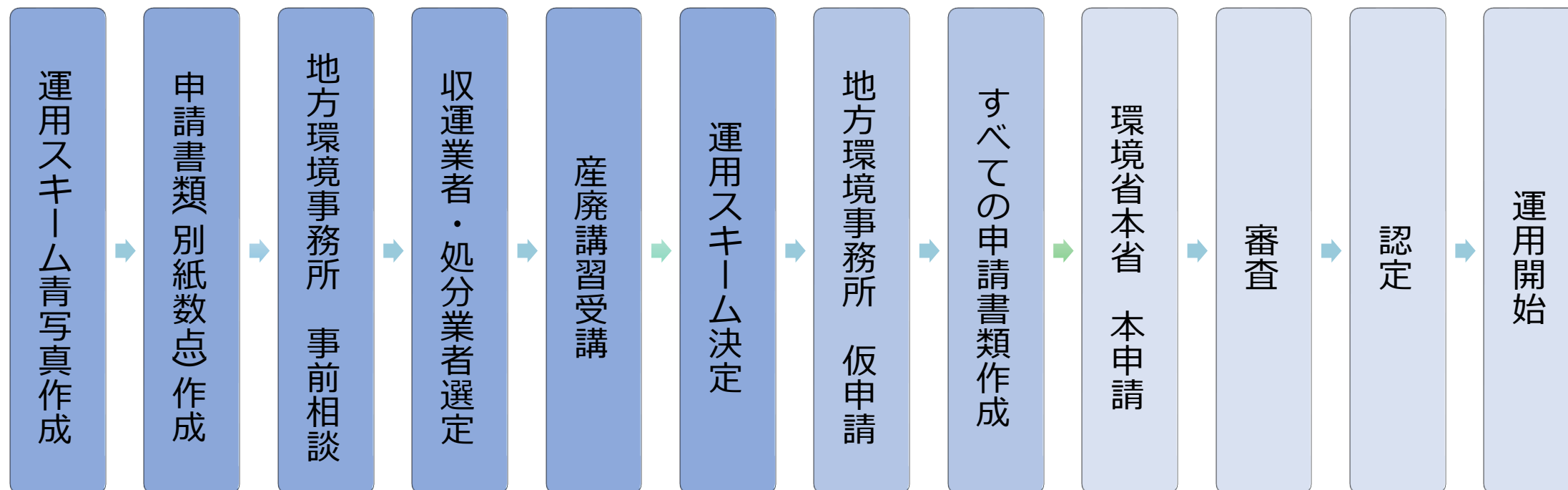
認定後の業務

- ・ **年次報告書の提出：**
毎年6月30日までに、前年度1年間（4月1日～3月31日）の処理実績に関する報告書を環境大臣に提出する義務があります。
- ・ **変更・廃止届出：**
認定内容に変更があった場合や、事業の全部または一部を廃止した場合は、10日以内に環境大臣に届出が必要です。
- ・ **総括管理体制：**
申請者は、排出から最終処分までの一連の処理行程を総括して管理する体制を整備することが求められます。
- ・ **委託先への指導と責任：**
委託を受けて処理を行う者に対して必要な知識や技術を提供するよう努め、万が一不適正処理が行われた場合には、認定事業者がその責任に基づき支障の除去等の措置を講じる必要があります。

広域認定スキームのイメージ



広域認定申請準備から認定までの流れ



弊社の専門知識を活かし、貴社の状況に合わせた最適なプランで、複雑な認定プロセスを全面的に支援いたします。

【主な支援内容】

1. 資源循環スキームの初期検討・事前調査
2. 回収・リサイクルスキームの構築
3. 申請サポート
4. 認定取得後の運用準備支援

【期間の目安】

準備開始から認定取得まで、通常1年～1.5年を要します。
弊社がプロセスを最適化し、円滑な取得を目指します。

運用スキーム構築



- ☐ 運用スキーム青写真の作成
- ☐ 広域回収スキーム構築アドバイス
- ☐ 収集運搬業者、処分業者検索
- ☐ 処分業者リサイクル状況確認
- ☐ 地方環境事務所事前相談準備
- ☐ 社内運用体制の構築

申請



- ☐ 事前相談(別紙数点)作成
- ☐ 環境省事前相談の同行
- ☐ 申請書類一式作成 (30～50頁)
- ☐ 環境省からの適宜修正依頼対応
- ☐ 認定事業者要件の整理

運用



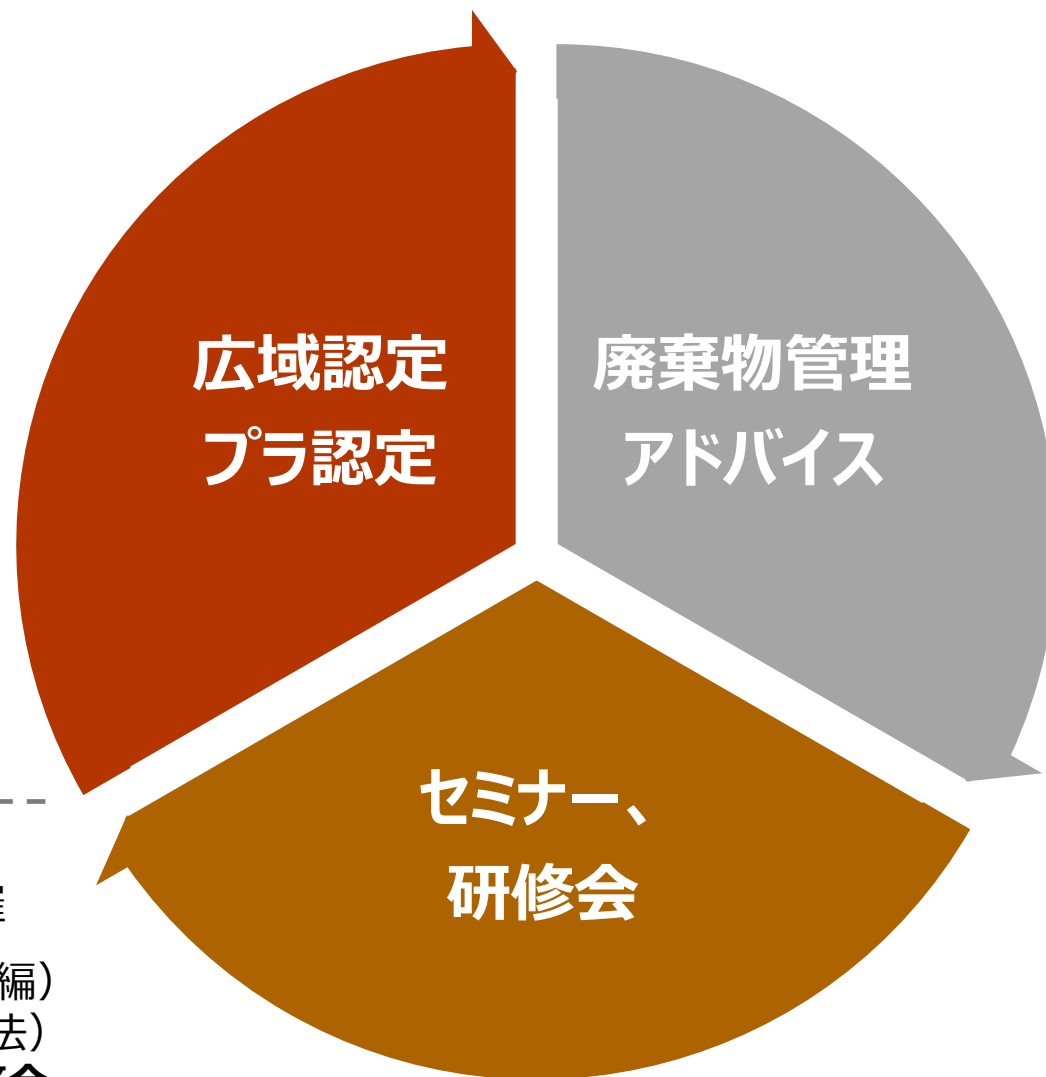
- ☐ 排出事業者との処理委託契約書作成
- ☐ 処理業者との処理委託契約締結
- ☐ 貴社運用マニュアルの作成
- ☐ 社内周知
- ☐ 社外発信 (Web掲載等)

対象：製造メーカー、販社

- ・ **広域認定**
店舗什器メーカー
事務機器メーカー
など 7社
- ・ **プラ新法**
認定申請に向けて計画策定中

対象：排出事業者、環境協会主催

- ・ **廃棄物管理**（基礎、監査、応用編）
- ・ **環境法**（プラ新法、再資源化新法）
- ・ **環境法対応マニュアル作成、研修会**
など



対象：排出事業者

- ・ **廃棄物管理の法的妥当性確認**
- ・ **運用上の課題へのソリューション提供**
- ・ **処理業者への委託先監査同行**
など

実績

- ・ 飲料メーカー Gr
- ・ 事務機器メーカー
など

実績

- ・ 食品メーカー
- ・ 自動車メーカー
など